

# 輸入承認証の再交付手続について

## 輸入注意事項12第22号（12.3.31）

改正①輸入注意事項12第115号（12.12.26） ②輸入注意事項13第9号（13.5.8）

③輸入注意事項16第6号（16.7.1） ④輸入注意事項24第7号（24.4.2）

輸入の承認を受けた後、当該輸入承認証を紛失した場合の取扱いについては、下記によることとし、平成12年4月3日から施行します。なお、昭和55年12月20日付け輸入注意事項55第95号（紛失した輸入承認証の再交付について）は、平成12年4月2日限りで廃止します。

### 記

#### 1 提出書類

- (1) 旧輸入承認証の記載内容と同一の輸入承認申請書 1通  
ただし、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）別表第2で定める輸入承認証の交付を受けた場合は、提出を要しない。
- (2) 記名押印又は署名し、再発行を希望する理由を記載した再発行依頼書（様式自由）1通

#### 2 提出先 ①②③④

当該輸入承認を行った次の部局とする。

- (1) 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (2) 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室
- (3) 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室
- (4) 北海道経済産業局産業部国際課
- (5) 東北経済産業局産業部国際課
- (6) 関東経済産業局産業部国際課
- (7) 関東経済産業局東京通商事務所総務課
- (8) 関東経済産業局横浜通商事務所業務課
- (9) 中部経済産業局地域経済部国際課
- (10) 近畿経済産業局通商部通商課
- (11) 近畿経済産業局神戸通商事務所総務課
- (12) 中国経済産業局産業部国際課
- (13) 四国経済産業局産業部産業振興課国際室
- (14) 九州経済産業局国際部国際課
- (15) 沖縄総合事務局経済産業部商務通商課
- (16) 各税関

#### 3 提出方法

- (1) 規則別表第1で定める輸入承認証の交付を受けた場合  
上記2に定める提出先に直接持参するか、又は郵便で送付すること。

(2) 規則別表第2で定める輸入承認証の交付を受けた場合

上記2に定める提出先に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで送付すること。

- 4 紛失した輸入承認証の裏面に決済又は通関が行われている場合は当該輸入承認証の再交付を受けたあと銀行等又は税関において関係書類を提示の上、裏書を受けること。

5 **輸入承認証の再交付** ①②④

申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室、経済産業局、通商事務所、沖縄総合事務局又は税関は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を経済産業公報及び通商弘報に公告した後(税関を除く。),「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。

また、再交付を受けた輸入承認証は経済産業公報又は通商弘報のいずれかに掲載された日から有効とする。